

令和 6 年 10 月 7 日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

提出者	舞鶴市議会議員	眞下 隆史
賛成者	同	今西 克己
	同	上野 修身
	同	尾関 善之
	同	川口 孝文
	同	肝付 隆治
	同	谷川 眞司
	同	田畑 篤子
	同	野瀬 貴則
	同	眞下 弘明
	同	水嶋 一明
	同	南 正弘
	同	山本 治兵衛

仲井玲子議員に対する問責決議（案）

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

仲井玲子議員に対する問責決議（案）

舞鶴市議会は、二元代表制の一翼を担う市民の代表として、議会が担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に取り組んでいる。

議員は、議会の構成員として、市政全般にわたって市民の多様な意見を的確に把握するとともに、常に自身の資質を高める努力を続け、高い倫理的義務が課せられていることを自覚しなければならない。また、市民の負託を受けた舞鶴市全体を代表する者として、常に良心と責任感を持って、自らの行動を厳しく律することにより、品位の保持に努めることが求められている。

仲井玲子議員は、令和6年8月14日に自身のFacebookにおいて、市民の方から又聞きされた相談を受けた際、それが事実であるかどうか確認しないまま、自分の勝手な解釈・思い付きに変換して相談者の意図しない内容へと改ざんし、実際の投稿として『本当に、こんなことまでするのかとビックリした件です。ある議員さんが「学校トイレの洋式化、府などから補助金が出るにも関わらず、鴨田市長がストップをかけている」とあちこちでふれ回っている』と記載し、長文につき割愛しますが、さらに「嘘をついて前市政のことを今の市長のことにすり替えるのは間違っていると思います」と投稿された。

当該Facebookに仲井玲子議員が投稿された事実関係を確認するため、8月20日の議員協議会でその内容の真実性に関し、問い質したところ、「エビデンスを示せとなると、ちょっとこの場では用意できていない」旨の返答であった。改めて9月10日に議会運営委員会を開催し、各会派からの質問内容を事前に提出したところ、会議に出席はしたものの「今回、私の書いた内容が虚偽である、名誉毀損に当たると考えられるならば、裁判もしくは調停の場で話し合えばいい」「質問にお答えすることは拒否いたします」との回答であり、議会運営に関係する事案の協議に協力体制を示す対応ではなかった。

結果、市民の方から又聞きした内容を根拠もなくSNSに投稿したことで、特定の議員や会派を嘘つき呼ばわりし、名誉を傷つけただけでなく、あたかも舞鶴市議会でいじめが横行しているがごとくコメントされ、結果的に舞鶴市議会全体を誹謗中傷する事態となった。

以上の経過から、責任が問われる行為として、次の点が挙げられる。

- 1 相談者から聞いた内容をそれが事実であるかどうか確認しないまま投稿した行為、及び議会の会議内で根拠を示すこともできないまま返答を拒否する行為は、公人としての自覚に欠けており、他の議員の議員活動の妨げにつながりかねない。
- 2 これまでも数回、当時の議長等から指摘を受けており、今回もこのような自己の言動に対し、議会の要求する説明責任を果たすことなく、議員の言動の正否を問うのであれば規則を作るよう求めるなど自己の正当性を繰り返し、疑義があるのならば司法の場で争うことなど、およそ倫理的義務を遵守する姿勢が見られない。
- 3 誹謗中傷は一般社会で大きな問題として取り上げられており厳罰化の動きもある中、市民の相

談内容を相手の了承も得ず、しかも異なる内容に改ざんして誹謗中傷を含む記事として投稿したことは、学校などにおいて大きな問題となっているいじめにつながるものである。

これらの行為は、舞鶴市議会基本条例第4条、議員の活動の原則に定める倫理的義務、言論の府、自身の資質を高める努力に照らして適切ではなく、市政の監視・評価を担う市議会として到底看過できるものではないため、以下に記載する内容について、誠意を持って対応するよう求める。

- 1 議員には、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、対象となった SNS の投稿について、削除をすることはもちろん、誤りがあった点を丁寧に説明することで誤解を解き、議会の信頼回復を講じること。
- 2 議員は公人として、自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければならないため、発言の際は事実確認を行い、先入観を交えずその事実に基づいて発言すること。
- 3 議員として、常に自身の資質を高める努力を続けるため、議会が行う議員研修はもちろんのこと、時代とともに変容している SNS など、あらゆる情報伝達手段の活用に関し、現状の正しい取扱いについて、自ら研鑽・練磨・習得に努めること。
- 4 以上の対応策を講じ、令和6年10月中に議会に報告すること。

以上、決議する。

令和6年10月9日
舞 鶴 市 議 会